

給水管の舗装先行取出し工事について

1 総則

給水装置新設工事で、開発行為、宅地造成等で給水管の配水管の取り付けが条件となる場合及び道路が確実に舗装されることが確実で、5年以内に給水装置新設工事を行い水道水の供給を受けることが確実であることなど、その必要があると判断された場合は、給水装置の一部施行として止水栓までの取出し工事を先行して施工することができる。

2 維持管理等

舗装先行し取出した給水装置の維持管理は、給水装置工事の申込者の責務とし、維持管理等について「誓約書」を給水装置工事申込み時に管理者に提出しなければならない。

また、計画変更等により先行し取出した給水装置が不要になった場合には申込者の負担で撤去するものとし、所有者が変更された場合には不要管撤去を含め、維持管理の責務を継承しなければならない。

平成24年4月1日適用

誓 約 書

この度、下記地内における宅地造成等に伴う道路舗装に先行して各区画への給水管を取出す工事を行いますが、将来計画の変更等で、当該工事にて施行した給水管が不要になった場合には自費にて撤去し、給水管に不具合や口径に変更が生じた場合には自費にて改修します。

また、売買契約や譲渡等により所有者変更がある場合は、撤去も含め維持管理の責務について継承することを誓約いたします。

工事内容

1. 給水管取出し場所 _____
2. 給水管取出し口径、箇所数 口径 _____ mm × _____ 箇所

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

給水装置工事申込者 住 所

氏 名

印